

[事案 27-207] 契約無効請求

・平成 28 年 4 月 13 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、契約内容の理解、意思能力および判断能力がなかったことから、契約取消しによる一払保険料と解約払戻金額との差額金額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 1 月に契約した終身保険について、症状により、契約内容の理解、意思能力および判断能力がなかったことから、契約取消しによる一払保険料と解約払戻金額との差額金額の返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は申立人の意向・ニーズを把握のうえ、複数回にわたり面談を行い、商品内容について詳細な説明を行っており、不適切な取扱いとは認められない。また、外見上等から申立人の症状等把握することは困難であったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。